

日本透析医学会会員の個人情報照会に関する取り扱い指針

(目的)

会員の個人情報に関し照会があった場合は、日本透析医学会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という）の趣旨に基づき下記の指針により対応する。尚、統計調査に係る事項については、「日本透析医学会統計調査委員会統計調査利用規程」に基づき対応する。

(条項)

第1条 照会に応じる場合

- (1) 本人から本人に関する情報照会（本人確認必須）
- (2) 家族、近親者からの照会（本人の二親等以内、本人確認必須）
- (3) 官公庁からの公文書による、法的根拠を示した照会
- (4) 弁護士会等からの文書による、法令に基づく照会
- (5) 学会会員からの照会（本人確認、照会理由確認）
- (6) 個人情報保護規程の第5条を満たす企業
- (7) その他（個人情報保護規程による）

第2条 照会に応じない場合

- (1) 企業等からの照会（個人情報保護規程の第5条を満たさない企業）
- (2) 第1条の照会に応じる場合を除く第三者からの照会
- (3) その他（個人情報保護規程による）

第3条 照会に関する具体的回答事項

- (1) 学会在籍の有無
- (2) 会員番号
- (3) 入退会年月日
- (4) 本学会の役員歴
- (5) 自宅住所・電話番号（本人了解必須）
- (6) 勤務先・施設名・電話番号（本人の了解必須）
- (7) 専門医・指導医資格の有無、取得年月日、認定番号
- (8) 会費入金状況
- (9) 学会誌等資料の送付状況

付記：本取り扱い指針は、平成18年6月24日から適用する。

付記：本取り扱い指針は、平成24年9月3日から適用する。